

便益は、殆どの場合、控除金額にその扶養者の所得税率をかけたものであるが、扶養控除によって課税所得が減り税率が下がる場合は、それ以上の便益となる。一方、子どもに関わる現金給付制度としては、6歳以下の子どもがあり、所得制限以下のものを対象とする児童手当とその特例給付、母子世帯を対象とする児童扶養手当、20歳未満の障害児を持つものを対象とする特別児童扶養手当、重度の障害をもつ20歳未満の子をもつものを対象とする障害児福祉手当がある。この内、唯一普遍的な制度である児童手当（及び特例給付）を説明すると、その給付額は第一子、第二子は年額6万円、第三子以降は年額12万円となっている。児童手当は、実質的には2つの制度が融合して成りたっており、自営業者のための制度と被用者および公務員のための制度とは財源も所得制限も異なる（被用者および公務員は、通常の児童手当制度より高い所得制限が定められており、この部分は特例給付と呼ばれる）。前者の場合は国と地方自治体はその財源を負担しており、後者に関しては事業主、国、地方自治体の3者とその財源を負担している。所得制限は、扶養者の扶養家族数によって左右し（表1参照）、各種所得控除後の課税所得をベースに所得制限内か外かを判断される。児童手当制度の概要については付録1を参照とされたい。ここで忘れてはならないのは、児童手当は、「世帯単位」ではなく、「扶養者」の「個人単位」で支給されることである。これは、扶養手当も同様である。

児童手当は、近年になって様々な改革が行われてきた。表2は、近年の児童手当の動きをまとめたものである。特に、平成12-13年における児童手当の拡充の財源として、年少扶養控除が引き下げられたことは、多くの論争を生んだ。つまり、6歳以下のこどもを持つ世帯に対する再分配の増加が、6歳以上16歳以下のこどもを持つ世帯への再分配の減少によって賄われたのである。

（表1 子どものある世帯への所得移転制度）

表2 児童手当・扶養控除の近年の改正

平成11年	年少扶養控除（16歳未満）の引き上げ（38→48万）
平成12年6月	児童手当の対象児童を3歳未満→6歳未満、 所得制限、支給額は変更なし
平成12年	年少扶養控除の引き下げ（48→38万）
平成13年10月	児童手当：所得制限の引き上げ（6歳未満の子の73%→80%カバー？）

表1 日本の税制および福祉の子どもにかかわる制度(平成13年度)

制度名	対象者	額		所得制限(万円)		Phase-out rate	備考
		対象者	額	所得制限(万円)	所得制限(万円)		
扶養控除	15歳以下 38万円 16～22歳 63万円 (同居特別障害者の場 合は35万円加算)	児童手当	児童手当 301	特例給付 460	扶養親族数 0人	扶養家族の条件:六親等内の血族及び三親等内の姻族および児童福祉法に基づき里子で、生計を一にするものうち、合計所得が38万円以下である者	
		児童手当(+特例給付)	第1子6万円、第2子6万円、第3子以降12万円(年額)	339 377 415 453 491	498 536 574 612 650		1人 2人 3人 4人 5人
児童扶養手当	6歳以下の子どものある世帯	児童手当	児童手当 46	一部支給 154	扶養親族数 0人	H13年度 特例給付は被用者・公務員のみで、被用者負担スとなる「所得」は、収入から各種法定控除をひいた額	
		児童扶養手当	児童1人508,440円、児童2人588,440円、3人以上加算36,000円(年額)	90 133 174 217 259	192 230 268 306 344		1人 2人 3人 4人 5人
特別児童扶養手当	母子世帯等	特別児童扶養手当	本人 459.6	扶養義務者 628.7	扶養親族数 0人	月額:42,370円(1人)、47,470円(2人)ベースとなる「所得」は、該当する子の税制上の扶養者の収入から各種控除(社会保険料一律8万、寡婦控除、特定扶養控除、小規模共済掛け金控除など該当するもの)	
		特別児童扶養手当	1級618,600円、2級411,960円(年額)	497.6 535.6	653.6 674.9		1人 2人
障害児福祉手当	20歳未満の障害児を持つ世帯	障害児福祉手当	本人 459.6	扶養義務者 628.7	扶養親族数 0人	月額:51,550円(1級)、34,330円(2級)平成13年度	
		障害児福祉手当	重度の障害で日常に介護を必要とする20歳未満の障害児を持つ世帯	497.6 535.6	653.6 674.9		1人 2人

3. こどものある世帯への所得移転（理論値）

それでは、こどものある世帯に対する所得移転は、どのような所得階級の世帯に重点的に再分配されているのであろうか。図1は、4人世帯（夫+専業主婦+1歳、3歳の子、夫は被雇用者）における児童手当（+特例給付）と子2人の扶養控除による便益の理論値を給与収入別に図にしたものである³。子の扶養控除による便益は、夫の税率と共に段階的に上昇する。児童手当と特例給付は、主に低所得層に便益をもたらす、扶養控除は主に高所得層に多くの便益をもたらす。そのため、中所得層にて便益のギャップが生じている。4人世帯（夫+専業主婦+1歳、3歳の子）の場合、給与所得が750万から1,000万円程度の世帯への便益が減少している。

これを、**Marginal Tax Rate** として表したものが図2である。図中の大きなスパイクの殆どは、給与所得控除率の変化の時に生じているが、給与所得830万円あたりで、児童手当の特例給付がなくなることによってこどものある世帯のみにスパイクが生じる。

³ 「扶養控除による便益」は、子どもに対する扶養控除がない場合（配偶者控除のみの場合）とある場合の税後所得を比較した数値である。

図1 子どもに関わる所得移転(夫+専業主婦+1歳、3歳)
平成13年度

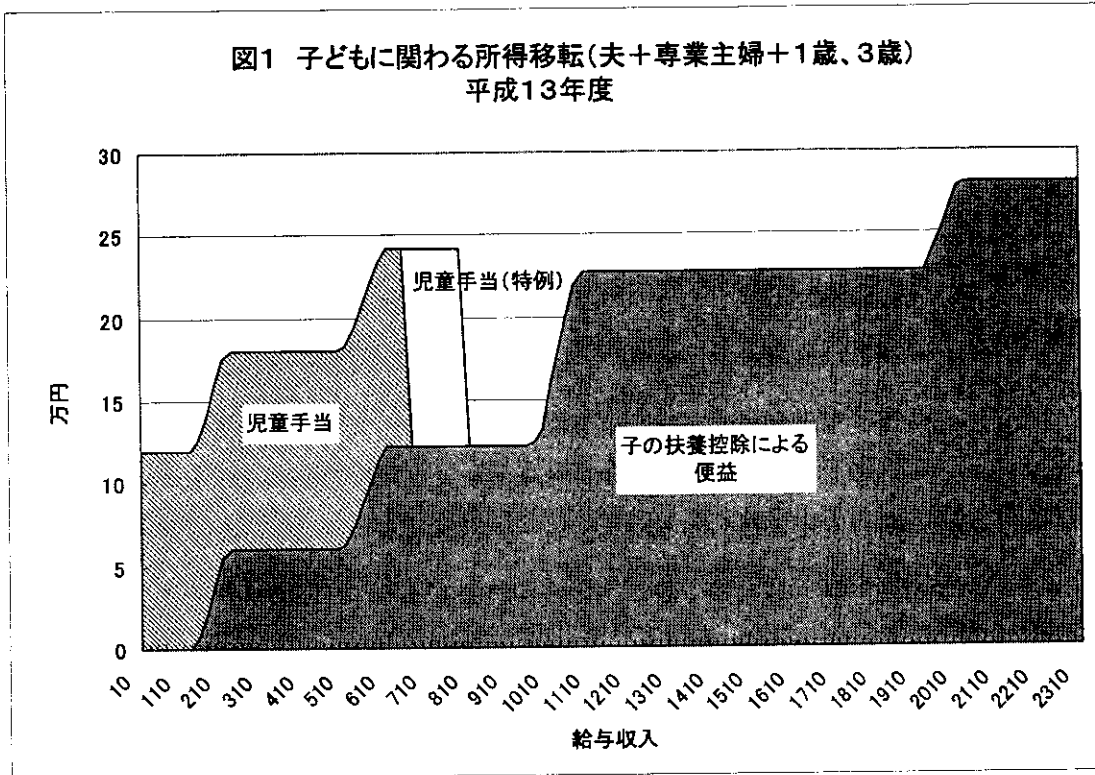
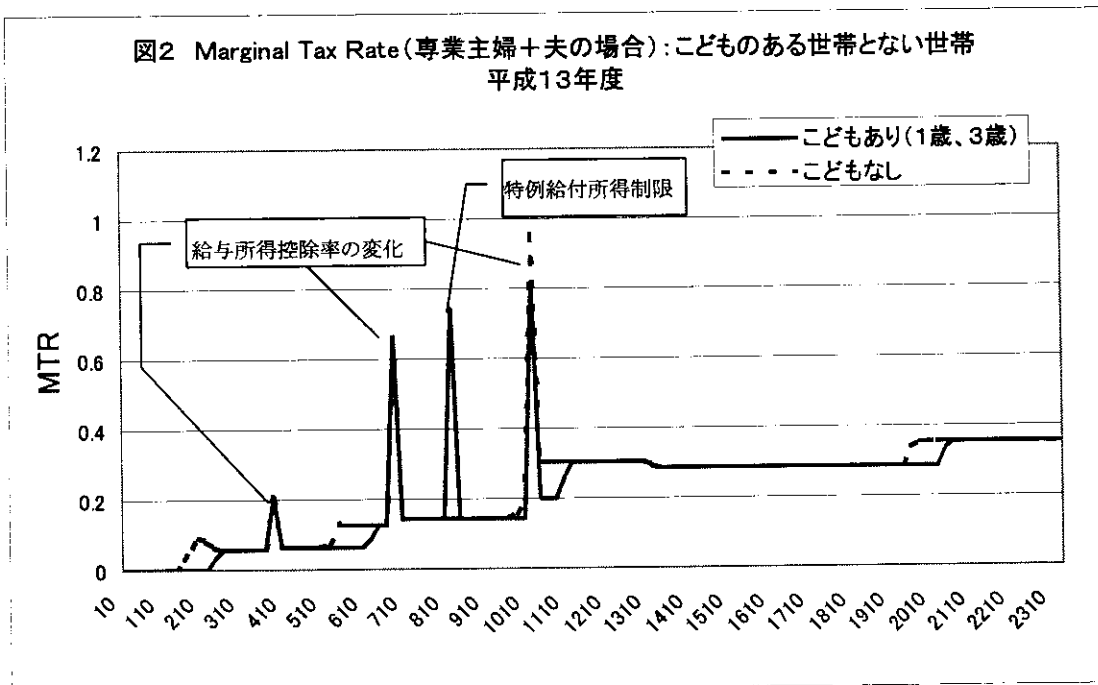


図2 Marginal Tax Rate(専業主婦+夫の場合):子どものある世帯とない世帯
平成13年度



3. データの説明

以下の分析に用いられるデータは、厚生労働省『平成8年度所得再分配調査⁴』の個票（サンプル 8,152 世帯）である。『所得再分配調査』は、社会保障全般にわたる正と負の所得移転を記載しており、こどもに関する所得移転としては「児童手当等による社会保障給付金」「児童福祉法措置費」が調査されている。前者には、児童手当のみならず児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当なども含まれている。このため、世帯あたりの給付金の分布をみると大多数は6万、12万など児童手当とみられる数値であるが中には50万以上の給付がある世帯も存在する（図3）。

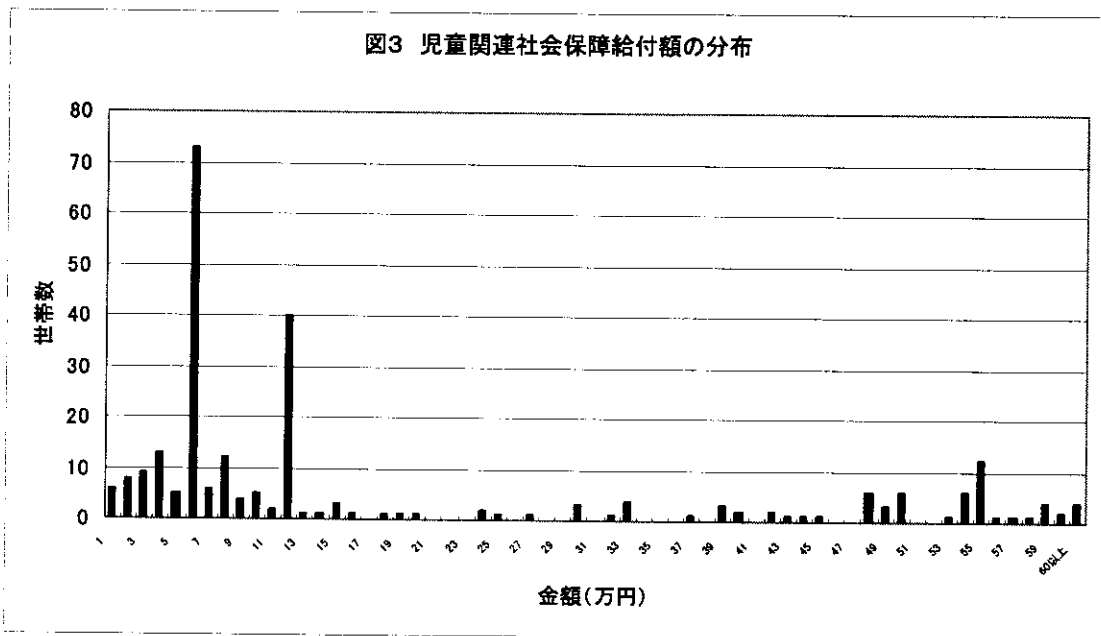


表3 児童手当等受給状況

	n	児童手当等受給率
3歳以下の扶養家族がある世帯	847	19.2%
20歳以下の扶養家族がある世帯	3082	8.0%
全世帯	8152	3.2%
全母子世帯	104	48.1%

「平成8年度所得再分配調査」の個票から筆者計算

表3は、児童関連の社会保障給付金を1万でも受給している世帯の率（受給率）を示したものである。3歳以下の世帯員がある世帯のうち（n=679）21.1%（全世帯の3.2%）が何

⁴ データは、平成8年に収集されているが、数値は平成7年度のものである（つまり、児童手当などの改革の前）。

らかの児童関連社会保障給付金をもらっている。母子世帯では、この数値が、48.1%となり、半数である。逆にいえば、3歳以下の扶養家族がある世帯の80%近くが何の児童関連給付も受給していないということであり、この中で、どれくらいの割合の世帯が受給資格を満たしているのにも関わらず、受給を受けていないかは各世帯の所得が所得制限以下か否かを推測しなければわからない。本稿では、世帯および個人データの個票から、以下の手順にて「推計児童手当額＝世帯が受け取る資格がある児童手当額」を計算した⁵。

- ① 児童手当の給付先は、該当児童の扶養者であり、世帯主とは限らない。どの子が誰の扶養親族かは個票からわからないので、夫と妻の所得税額が高いほうが扶養者と仮定した⁶。
- ② 児童手当の所得制限のベースは、扶養者の各種控除後の所得である。扶養者がどのような控除を他に受けているかはわからないので、ここでは、所得税額から所得税率、税控除額などを推測し課税所得を逆算し、課税所得が所得制限内か外を推測した。
- ③ 児童手当の給付額は扶養親族数によって異なる。上記同様に、世帯内の誰がだれの扶養親族かはわからないので、配偶者、扶養者と配偶者の両親、子の世帯員の中から、所得が税制上の扶養家族枠内であるものを扶養親族と仮定した。各世帯員が、扶養親族かどうかについての判定は、世帯員の給与給付>103万か事業所得>35か年金所得一年金控除>38である時は扶養家族でないとし、それ意外の時は扶養家族であるとした（退職金、その他所得は省略）。

次に、子どもの扶養控除による便益については、『所得再分配調査』には、所得税のデータはあるが、控除額や課税所得のデータはないため、以下の手順で推計された。

⁵ 児童手当、児童扶養手当額以外の給付（特別児童扶養手当、障害児福祉手当など）については障害の情報がデータの中にないので推測することはできない。

⁶ 『所得再分配調査』の個人票には、各世帯員の年齢および世帯主からみた関係が記されている。しかし、この情報のみでは、どの子の扶養者がどの世帯員であるか、すべてのケースにおいて判断することはできない。例えば、世帯主+子+子の配偶者+子+孫の5人家族の場合、孫が第二世帯員と第三世帯員の子か、第四世帯員の子かは判断がつかない。このような場合には、年齢、配偶関係などの情報から一番常識的であると思われる家族構成を仮定した。また、①の手順において、該当被扶養者の母親と父親のどちらかが世帯内に見つからない場合は（例：母+子、祖母+母+子-これらは必ずしも母子世帯ではない）、もう一方の親の情報を入手することが困難であるため、見つかった親を扶養者とした。実際に、父親が世帯員の中にいない世帯は多く散見され、これらは父親が単身赴任しており、父親が扶養者であるとも考えられるが、この父親はサンプル内にはいっておらず情報を得ることができないため、母親を扶養者とした。両親とも見つからない場合は（例：祖父母+孫、姉妹）、扶養者なしとした。これは、子と別居している親が子どもを扶養していることも考えられるため、同居者を扶養者と仮定することに無理があるためである。

- ① 『所得再分配調査』の個人票より 22 歳以下、未婚、被扶養者（勤労収入<103& 年金一年金控除<38&事業所得<35 の親族）の世帯員すべてについて、その父親と母親を世帯内の他の世帯員から探しだし、所得税が高い方が、その世帯員の被扶養者を扶養している（扶養者）と仮定した。ここでの「扶養者」とは税制上にその被扶養者を扶養家族としているものとしている。
- ② こどもへの扶養控除による便益は、子供への扶養控除がないと仮定した場合の、所得税額から、実際の所得税額を引いたものである。子供への扶養控除がない場合の所得税額は、上記の児童手当の推測の過程で推測した扶養者の課税所得に、扶養控除額を加算し、その課税所得にあたいする税率、税額を計算したものである。

4. 結果

1) 児童手当と扶養控除による便益の分布

図 4-1、図 4-2 は、22 歳以下の扶養家族（未婚）を持つ世帯（ $n=3,418$ ）において、児童手当等給付（実際値）を世帯所得別、等価世帯所得別⁷にみたものである。また、図 5-1、図 5-2 は、同じく、子供の扶養控除による便益の分布を示したものである。まず、児童手当等給付については、世帯所得で見ると比較的に全所得層に散らばりをみせているが、児童手当の所得制限が扶養家族数によって定められていることもあり、等価世帯所得で見ると、400 万以下の世帯に給付が集中している。しかし、すべての所得層において、給付がゼロの世帯が多いことも特徴である。扶養控除による便益は、世帯所得で見ると右肩上がりに段階的に上昇していることがわかる。しかし、等価世帯所得では、世帯所得よりも分散が縮小されているため低所得層に比較的給付が偏っている。

⁷ 等価世帯所得は、以下の方法で世帯員数をコントロールした世帯所得である。
等価世帯所得 = 世帯所得 / ((大人の世帯員数 - (子どもの世帯員数 * 0.7)) * 0.7)

図4-1 児童手当等給付の分布(世帯所得ベース)
22歳以下の扶養家族がある世帯のみ 平成8年再分配調査

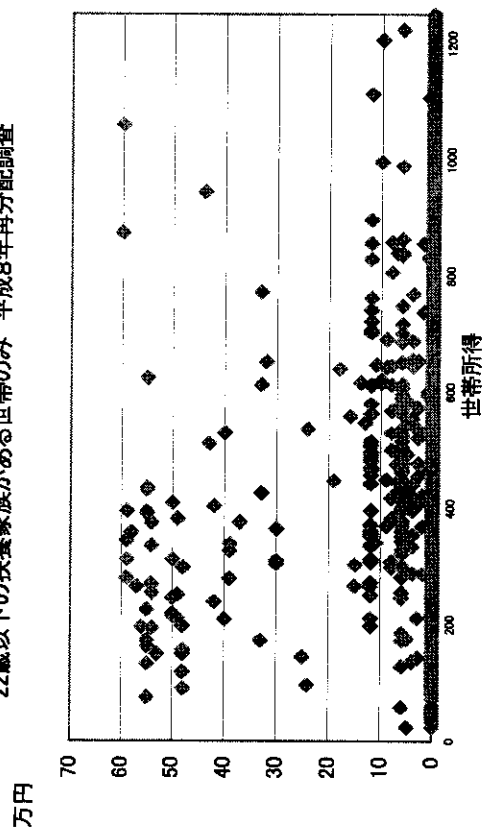


図4-2 児童手当等給付の分布(等価世帯所得ベース)
22歳以下の扶養家族がある世帯のみ 平成8年再分配調査

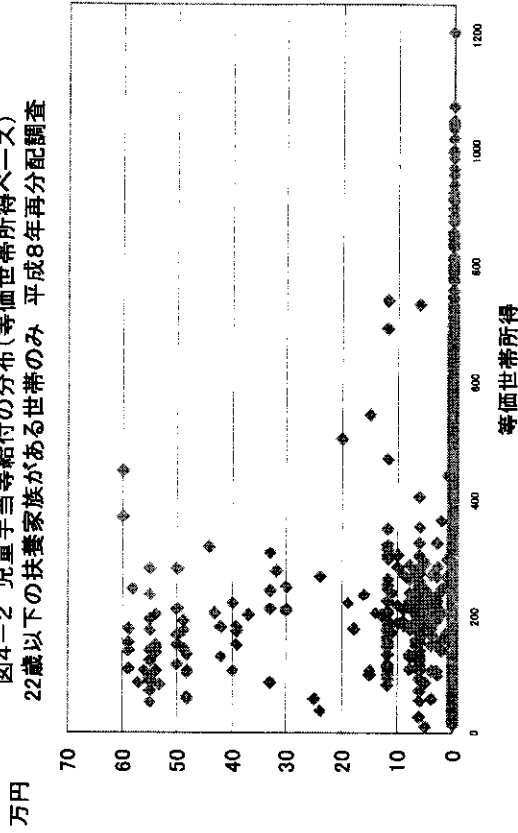


図5-1 扶養控除による便益の分布(世帯所得ベース)
22歳以下の扶養家族がある世帯のみ 平成8年再分配調査

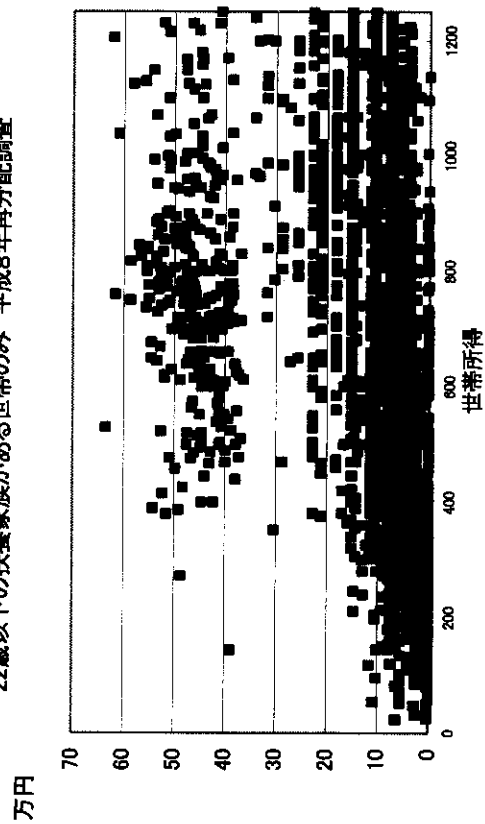
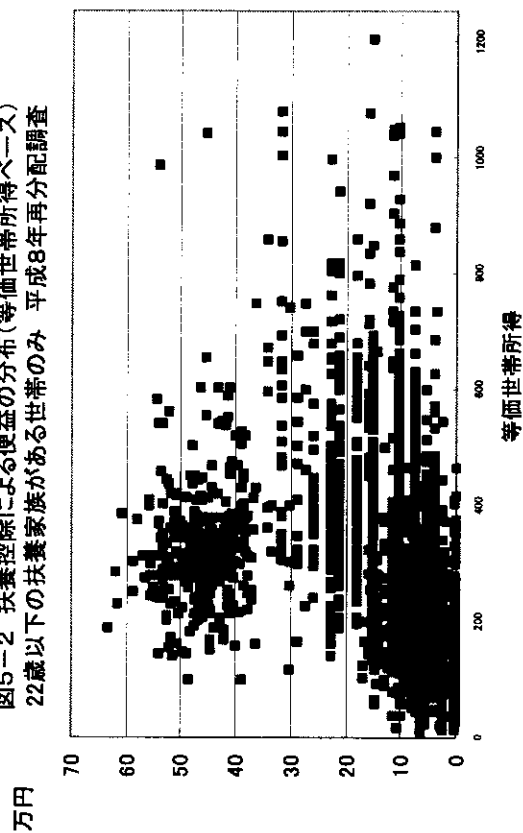


図5-2 扶養控除による便益の分布(等価世帯所得ベース)
22歳以下の扶養家族がある世帯のみ 平成8年再分配調査



2) 児童手当の受給率

次に、表4は、推計児童手当受給世帯数と実際の児童手当受給世帯数を比較したものである。推計によると、3歳以下の扶養家族がある世帯であり扶養者の課税所得が所得制限以下であるのは88.4%であった。しかし、実際に児童手当等給付を受給している世帯は21.2%にとどまっており、その比率は4対1(24.0%)である⁸(これを「推計補足率」とよぶ)。

表4 児童手当受給(推計と実際) (平成7年度制度)

	n	児童手当等 受給率 (実際値)(a)	児童手当等 受給率 (推計値)(b)	a/b
3歳以下の扶養家族がある世帯	679	21.2%	88.4%	24.0%
2歳の扶養家族がある世帯	258	22.9%	88.4%	25.9%

注: 実際値には児童手当以外の児童関係給付も含まれる。
「平成8年度所得再分配調査」の個票から筆者計算

しかし、この数値には若干の誤差が含まれている。世帯員の年齢は、調査時点(平成8年7月)のものであるが、児童手当等給付の受給は前年(平成7年)のものであるため、誕生日が1月から7月の4歳児をもつ世帯は児童手当を受給する資格をもち受給していた可能性があるがこのサンプルには入っていない。また誕生日が1月から7月の0歳児に関しては前年にはまだ生まれておらず対象サンプルに含まれるべきではないが、上記の計算には含まれてしまっている。そこで、誕生日がどの月であろうとも、調査時点及び前年の両方でサンプルに入るべき「2歳の扶養家族がある世帯」に限って計算してみたが、結果はほぼ同じであった。児童手当は、扶養控除のように税金を納めることによって自然に受けられる便益ではなく、市役所等に申請しなければ受給できない制度であるため、受給資格を持っていても受給しない世帯が多いといえる。

⁸ 前記したように、データの中の「児童手当等給付」の中には、児童手当以外の給付も含まれているため、所得制限以上の所得がある世帯においても、障害児がある場合などは受給資格が発生する。ここでは、単純に扶養者の所得のみで受給資格の有無を判断している。

3) 子どものいる世帯の貧困率

次に、子どものいる世帯への再分配によって、子どもの貧困率がどれくらい改善したのかを計算したのが表5である。対象サンプルとしては、「3歳以下の扶養家族がある世帯⁹⁾」「20歳以下の扶養家族がある世帯」「全世帯」「母子世帯」さらに「実際に児童手当等児童関連の社会保障給付（現物給付は含まず）を受けた世帯」の5つである。まず、当初所得(a)においては、子どものある世帯のほうが全世帯よりも低い貧困率を示している¹⁰⁾。3歳以下の扶養家族がある世帯においては、世帯数ベースでは6.6%、20歳未満の子ども数ベースでは7.5%が貧困線以下である。母子世帯においては、貧困率は高く、世帯ベースで24%、子供数ベースで26%が貧困である。税後所得(C)は、当初所得から税を引いたものであるため、どの世帯においても貧困率が上昇する。「児童手当等を含む再分配後所得(e)」は、「税後所得」に社会保障による給付（医療、措置費などの現物給付は除く）を足し、社会保険料を引いたものである。まず、全世帯サンプルをみると、貧困率は(c)に比べ大幅に減少しており、社会保障の貧困軽減機能が伺える。母子世帯、児童関連社会保障給付を受けた世帯においても貧困率は減少している。日本の社会保障給付の中で年金の占める割合の多いことを考慮すると、高齢者世帯も含む全世帯において社会保障による貧困軽減が大きいのは想像に値する。これは、世帯数ベースにおける貧困軽減が10.1%もあるのに対し、子供数ベースでみるとたったの0.1%しか軽減していないことから明らかである。しかし、「母子世帯」と「児童手当等を受けた世帯」においてもほぼ同様の貧困軽減が世帯ベースでみられ、子供数ベースにても8.7%と6.3%の軽減がみられるのはうれしい発見であった。一方、「3歳以下の扶養家族を持つ世帯」「20歳未満の扶養家族がある世帯」においては、社会保障制度も貧困率を上昇させる結果となった。これは、子育て中の世帯においては、社会保険料の負の所得移転が大きく影響していることを示している。

「扶養控除による貧困削減 (b-c)」と「児童手当等による貧困削減 (d-e)」を比較してみると、「3歳以下の扶養家族を持つ世帯」「20歳未満の扶養家族を持つ世帯」においては、扶養控除のほうが児童関連社会保障給付よりも大きく貧困削減に役立っている。しかし、両者において、その効果は大きいとは言えない。

4) 子どものいる世帯における不平等度

表6は、各サンプルにおけるジニ係数を再分配の各過程において示したものである。子供がある世帯は、全世帯に比べて当初所得のジニ係数が低く、その傾向は再分配後所得においても続く。「3歳以下の扶養家族がある世帯」に注目すると、当初所得のジニ係数に比べ、税後所得のジニ係数には若干（4.2%世帯ベース、4.3%子供数ベース）の改善がみられ

⁹⁾ ここでは、扶養者がはっきりとしている子どものある世帯のみを対象としているので、両親ともに世帯員の中にいない子どものある世帯（例：「祖父母+孫」世帯）については、別居の親がその子を扶養家族としている可能性も高いと考えられるため、サンプルの中に含んでいない。

¹⁰⁾ これは、所得ベースでみると、所得がない（少ない）高齢者世帯において貧困率が高く推計されることからきている。

表5 貧困率

サンプル数	貧困率					貧困削減率													
	当初所得 (a)	扶養控除がない場合の税後 (b)	税後所得 (c)	児童手当等を除く再分配後 (d)	児童手当等を含む再分配後 (e)	扶養控除による貧困削減 (b-c)	児童手当等による貧困削減 (d-e)	税による貧困削減 (a-c)	社会保障による貧困削減 (c-e)										
3歳以下の扶養家族がある世帯	847	6.6%	7.5%	8.7%	9.9%	8.2%	9.1%	9.2%	9.9%	0.6%	0.7%	0.7%	0.4%	0.2%	0.7%	-1.5%	-1.6%	-1.1%	-0.8%
20歳未満の扶養家族がある世帯	3082	9.6%	10.0%	11.8%	12.4%	11.1%	11.5%	11.6%	12.0%	11.2%	11.5%	11.2%	11.5%	0.4%	0.8%	-1.5%	-1.5%	-0.1%	0.0%
全世帯	8152	22.7%	11.0%	25.5%	14.0%	25.3%	13.3%	15.4%	13.9%	15.2%	13.3%	15.2%	13.3%	0.2%	0.7%	-2.5%	-2.3%	10.1%	0.1%
全母子世帯	104	24.0%	26.1%	27.9%	29.4%	25.0%	26.6%	20.2%	22.3%	16.4%	17.9%	16.4%	17.9%	4.4%	3.8%	-1.0%	-0.5%	8.6%	8.7%
児童手当等を受けた世帯	262	14.1%	12.9%	17.9%	16.7%	17.2%	16.7%	15.7%	15.3%	9.9%	10.4%	9.9%	10.4%	5.7%	5.7%	-3.1%	-3.9%	7.3%	6.3%

注：貧困率は、全世帯の再分配後（現物給付を含まず）の所得（i.e.可処分所得）の中央値の50%を貧困線として計算。
 各桁の左は世帯数ベース、右は20歳未満の子ども数ベース。
 世帯の中に該当する子がいる場合でもその扶養者（父親か母親）共に世帯の中にいない場合はサンプルから除外。
 「再分配後所得」には、現金給付ほか現物給付（医療、措置費等）も含む。
 出典：『平成8年度所得再分配調査』の個票から筆者作成。

表6 不平等度（ジニ係数）

サンプル数	ジニ係数					ジニ係数改善率(%)													
	当初所得 (a)	扶養控除がない場合の税後 (b)	税後所得 (c)	児童手当を除く再分配後 (d)	再分配後 (e)	扶養控除による不平等改善 (b-c/b)	児童手当等による不平等改善 (d-e/d)	税による不平等改善 (c/a)	社会保障による不平等改善 (c-e/c)										
3歳以下の扶養家族がある世帯	847	0.272	0.271	0.263	0.262	0.261	0.260	0.259	0.255	0.6%	0.9%	0.8%	1.0%	4.2%	4.3%	4.2%	4.3%	0.8%	1.7%
20歳未満の扶養家族がある世帯	3082	0.306	0.305	0.295	0.294	0.286	0.284	0.284	0.282	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	4.3%	4.6%	4.3%	4.6%	3.2%	3.4%
全世帯	8152	0.433	0.307	0.431	0.295	0.429	0.293	0.338	0.282	0.4%	0.7%	0.3%	0.9%	0.8%	4.4%	0.8%	4.4%	21.3%	3.7%
全母子世帯	104	0.448	0.426	0.466	0.442	0.459	0.434	0.394	0.331	1.5%	1.9%	9.5%	10.4%	-2.6%	-1.8%	-2.6%	-1.8%	22.5%	23.7%
児童手当等を受けた世帯	262	0.305	0.292	0.307	0.291	0.286	0.288	0.286	0.250	0.9%	1.0%	9.1%	8.8%	0.1%	1.3%	0.1%	1.3%	14.5%	13.1%

注：世帯所得は、(大人数+(子ども数*0.7))**0.7でわった等価世帯所得。
 各桁の左は世帯数ベース、右は20歳未満の子ども数ベース。
 世帯の中に該当する子がいる場合でもその扶養者（父親か母親）共に世帯の中にいない場合はサンプルから除外。
 「再分配後所得」には、現金給付ほか現物給付（医療、措置費等）も含む。
 出典：『平成8年度所得再分配調査』の個票から筆者作成。

るが、再分配後所得においての更なる改善は微々たるものである（0.8%、1.7%）。これは、社会保障による再分配がジニ係数の改善の殆どを担っている「全世帯」とは明らかに異なる傾向である。また、「3歳以下の扶養家族がある世帯」において扶養控除によるジニ係数改善度は、0.6%（0.9%子供数ベース）、児童手当等によるジニ係数改善度は0.8%（1.0%）であり、両者において大きな改善はみられない。「20歳以下の扶養家族がある世帯」においても、その傾向はかわらない。しかし、サンプルを「児童手当等を受けた世帯」に限ってみると、児童手当等によるジニ係数改善度は9.1%（8.8%）であり、実際に児童手当等を受給した世帯間においては、児童手当の当初の目的であった「格差是正」の目的が満たされているといえよう。設計上から、所得の高い世帯のほうが便益が高い扶養控除に比べ、児童手当等社会保障給付がジニ係数改善に大きく寄与するのは、当然の結果ともいえる。しかし、前記のように、実際に児童手当等を受けている世帯が少ないため、「3歳以下の扶養家族がある世帯」においては、この効果が殆どみられないのは残念である。

「全世帯」においても、扶養控除による便益や児童手当等給付による不平等度改善の効果は限られている。これは、社会保障全体による不平等度改善率が21.3%（世帯ベース）と高いのに対照的である。しかし、これを子供数ベースにすると、改善率はさほど高いわけではない。

「母子世帯」は、社会的弱者として注目されがちであり、貧困率も高いことが前章にでも指摘された。しかし、母子世帯間の不平等度も、きわめて高いのは興味深い。この世帯においては、児童手当等給付が不平等度改善に大きく貢献しているのが特徴的である。

5. 考察と課題

本稿は、マイクロ・データを用いて、こどものいる世帯への所得移転制度の現状と効果をごく簡単に分析したものである。こどものいる世帯への所得移転制度の大きなものは、児童手当、児童扶養手当などの社会保障給付と、税制上の扶養控除があげられる。本稿においては、この二つの制度の再分配の帰結とその効果について推計した。まず、児童手当等給付について述べると、これらが扶養家族数に左右される所得制限を設けた制度であることもあり、等価世帯所得ベースで見ると給付の分布は低所得層に偏っている。しかし、問題は、受給率が少ないことであり、推計によると、受給すべき世帯の約4分の1しか受給を受けていない。これはデータの記入もれや推計方法などの制約が影響しているとも思われ、この数値をそのまま信憑性がある補足率とすることはできないが、児童手当をもっと受給しやすい制度とすることが必要であることを示唆する1つの資料とはなるであろう。次に、児童手当等給付の貧困率についての影響については、母子世帯や実際に児童手当等給付を受けた世帯においては、若干の貧困削減機能が伺われる（世帯ベースで3.8%と5.7%、子供数ベースで4.4%、4.9%）。しかし、これらの世帯においては当初所得における貧困率が他の世帯より高く、再分配後所得においても高い貧困率を保っている。児童手当が対象とする「3歳以下の扶養家族がある世帯」全体においては、貧困軽減は、0.4%にとどまっ

ており、効果があるとはいえない。

一方、児童手当等給付の不平等度への影響については、母子世帯、児童手当等を受けた世帯において、大きく不平等度が改善されており、格差是正という1つの機能を果たしているといえる。

子供の扶養控除による便益は、その設計から所得の高い世帯により多くの便益が分配されるように設計されているため、不平等度の改善は期待できない。推計によると、扶養控除による便益の不平等度改善率は、母子世帯に対する1.5%（世帯ベース、子供数ベース1.9%）に留まっており、他の世帯では微々たるものである。しかし、母子世帯を除く他の世帯においては、貧困率の改善において児童手当に匹敵する（または上回る）効果を見せている。3歳以下の扶養家族がある世帯においては、扶養控除による貧困削減が0.6%（0.7%子供数）、児童手当等による貧困削減が0.2%（0.4%子供数）となっている。しかし、税全体、社会保障全体をみると、どちらも貧困率にマイナスの影響を与えており、同様の傾向は、「20歳未満の扶養家族がある世帯」においてもみられ、扶養控除や児童手当の制度をもってしても、税や社会保険料の負の移転のマイナスの効果を逆転させることはできない。

今後の方向としては、まず、保育園の措置費、こどもにかかる医療費などの現物支給の再分配効果を分析に加えることとしたい。こどもの医療費などは、多くの自治体において、軽減措置がとられており、これらの効果をはかることは重要な政策課題である。また、保育園の措置費は、1人あたりで見ると児童手当を遙かに上回る再分配であり、この政策の再分配への影響を測ることは、保育料の設定などの政策課題を検討する上で、重要な資料となるであろう。次に、近年に行われた児童手当の拡充や年少扶養控除の引き上げと引き下げによる影響をマイクロ・シミュレーションの手法を用いて推計することとしたい。

謝辞：

本稿の執筆にあたって、「こどもプロジェクト」チームの方々には多くの意見、激励をいただき、身体的にも精神的にも労働環境上からも惜しまぬ支援をしていただいた。この場をかりて御礼申し上げたい。

参考文献：

小島晴洋(1994)「政党の家族観と児童手当制度」社会保障研究所編(1994)『現代家族と社会保障：結婚・出生・育児』東京大学出版会。

後藤玲子・阿部彩『アメリカの福祉』世界の福祉年鑑 2001、旬報社。

児童手当制度研究会監修(2000)『改訂 児童手当法の解説』中央法規。

税務研究会出版局『税務便覧』平成7年度版、平成13年度版。

内閣府「1990年代における所得税制改正の効果について」政策効果分析レポート No.9。

福田素生(1999)『社会保障の構造改革：子育て支援重視型システムへの転換』中央法規。

Ellwood, D. & J. Liebman (2000) “The Middle Class Parent Penalty: Child Benefits in the U.S. Tax Code,” NBER Working Paper 8031.

Gentry, W.M. & A. P. Hagy (1995) “The Distributional Effects of the Tax Treatment of Child Care Expenses,” NBER Working Paper 5088.

付録1 児童手当制度の概要 (福田(1999)より抜粋)

制度の目的

- 1) 児童養育家庭の生活の安定に寄与する
- 2) 次代の社会を担う児童の健全育成および資質の向上に資する

制度の沿革

昭和47年 制度発足 (義務教育終了前の第3子以降を対象)

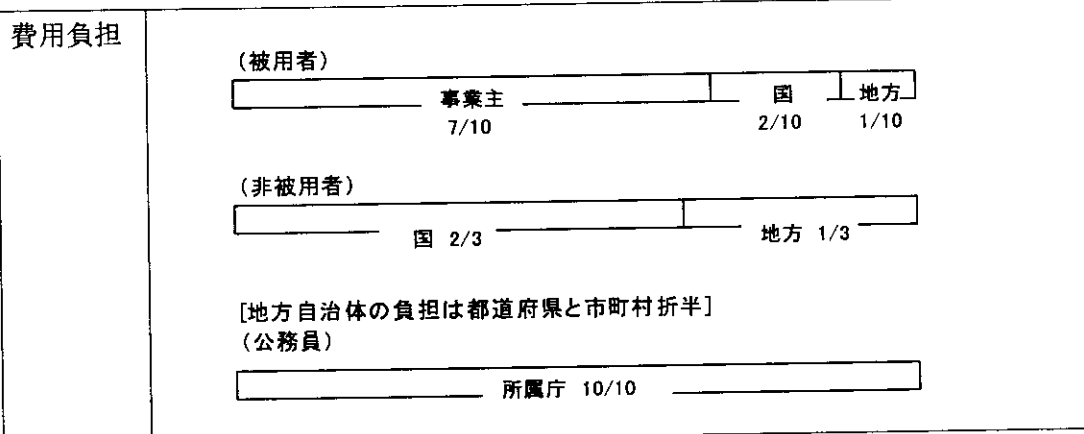
昭和57年 行政改革特例法による特例措置
(所得制限の強化と特例給付の実施)

昭和60年 制度改正 義務教育就学前の第2子以降を対象。
経過期間を経て、昭和63年度から実施。

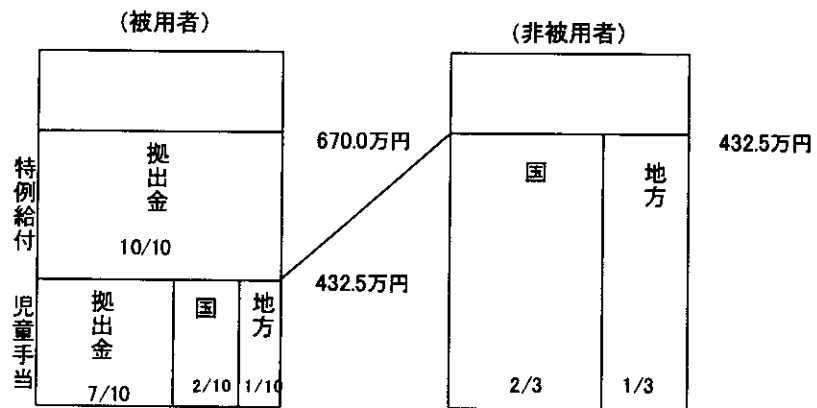
平成3年 制度改正 支給対象の第1子へ拡大、支給額の倍増。
支給期間の3歳未満への重点化等、経過期間を経て、6年1月
月から実施。

平成6年 制度改正 子どもや家庭を取り巻く環境の変化により子育てに伴う負担
感の軽減や子どもの健全教育を図るための各種サービスがい
っそう必要となってきたため。
(1) 福祉施設を児童育成事業に名称変更
(2) 児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金の徴
収
(3) 児童の定義を18歳に達する日以後の最初の3月31日
までの間にある者とする
等を内容として改正。

制度の仕組み



(参考)特例給付の概念図



資料編

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

未定

雑誌

未定

学会

未定

ワーキング・ペーパーなど

未定

研究会

勝又 幸子『こども関係社会保障給付費の規模および内容の国際比較』国立社会保障人口問題研究所所内研究交流会 (H14.1.16)

千年 よしみ『米国における移民二世代の貧困状況』国立社会保障人口問題研究所所内研究交流会 (H14.1.16)

阿部 彩『こどものいる世帯に対する所得移転制度：アメリカと日本の比較』国立社会保障人口問題研究所所内研究交流会 (H14.1.16)

大石 亜希子『母親の就業と保育料』国立社会保障人口問題研究所所内研究交流会 (H14.1.16)

上枝 朱美『保育サービスとコストについて』国立社会保障人口問題研究所所内研究交流会 (H14.1.16)

周 燕飛『保育サービスはなぜ不足しているのか』国立社会保障人口問題研究所所内研究交流会 (H14.1.16)

周 燕飛『保育士労働市場構造からみる保育サービス不足の原因』大阪大学国際公共政策研究科 IPP 研究会 (H14.2.14)

「こどものいる世帯に対する所得保障、税政、
保育サービス等の効果に関する総合的研究」
平成13年度 活動報告

1. 研究会

平成13年7月26日

「保育分析に用いる conjoint 分析の手法」 鈴木 亘（日本経済研究センター）

平成13年9月5日

「児童虐待とその背景—社会経済的背景、家庭の状況等を中心に」
廿楽 昌子（元東京都児童相談センター所長）

平成14年1月16日

「こども関係社会保障給付費の規模および内容の国際比較」
勝又 幸子（国立社会保障・人口問題研究所）

「米国における移民二世代の貧困状況」
千年 よしみ（国立社会保障・人口問題研究所）

「こどものいる世帯に対する所得移転制度：アメリカと日本の比較」
阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所）

「母親の就業と保育料」
大石 亜希子（国立社会保障・人口問題研究所）

「保育サービスとコストについて」
上枝 朱美（国立社会保障・人口問題研究所）

「保育サービスはなぜ不足しているのか」
周 燕飛（国立社会保障・人口問題研究所）

2. 視察

平成13年11月29日 「文部科学省かすみがせき保育室」視察

平成13年12月17日 「三鷹市立東台保育所（公設民営）」視察